

小町薬膳料理教室

～食べて美しい人に～

3

2011

平成23年3月

No. 462

広報

いであ



2月20日（日）、自然休養村管理センターで小町薬膳料理教室が開催されました。薬膳料理教室は、田村新田区で晩年を過ごしたとされる江戸時代の漢方医、中神琴溪にちなみ井手町まちづくり協議会（小川俊雄会長）の主催で行われており、今回で4回目です。

井手町まちづくり協議会は、今年度は小野小町をテ

ーマに事業を行っており、薬膳を取り入れた料理で体の中からきれいになろうと小町薬膳料理教室を行いました。同教室の参加者は薬膳の五性、五味といった考え方についての講義を受講したあと、井手町産の春菊、ゴボウ、大根などを使い造血作用促進や、肝機能の向上効果がある4品目を作りました。

平成 21 年度 一般会計決算 3 億 5033 万 4 千円の黒字 の黒字

平成21年度の一般会計と7つの特別会計(国民健康保険・多賀地区簡易水道・老人保健・後期高齢者医療・介護保険・公共下水道事業・多賀財産区)、井手町水道事業会計の決算は、昨年9月の定例町議会に提案され、閉会中の継続審議に付されたのち、昨年の12月定例町議会において認定されました。

各会計における決算は表1のとおりです。

一般会計の決算額は、歳入41億9000万6千円に対し、歳出38億3967万2千円で、差し引き形式収支では、3億5033万4千円の黒字となりました。この内翌年度への繰越明許財源1361万2千円を差し引いた実質収支は3億3672万2千円となり、これが平成22年度への繰越金となりました。

監査委員の報告では「町の歳入について見れば、歳入の根幹である町税収入は法人町

民税の増収により大きく増加したものの、これは臨時的な要素であり、景気の動向はまだまだ不安定であり、経済情勢は予測を許されないなど、町税をはじめとする歳入の確保についてもさらに厳しい状況が続くものと予想されます。他方、歳出におきましても、扶助費などの義務的経費は引き続き増加する中で、限られた財源を有効に活用し、最小の経費で最大の効果を上げるための施策の緊急度、重要度や、経済性、効率性、有効性を判断され、住民の暮らしの利便性、快適性を向上させるため、JR奈良線複線の事業化に向けて基金を積み立てて備えていること、井手町地球温暖化対策実行計画を策定し、庁舎及び小・中学校などへの太陽光発電を設置したことは、環境に対する配慮が非常に大きいと思われる。また多額の各種の基金を有し、有効に運用されて、健全な行政運営に努められているなど、評価すべきところが随所で見受けられるところであります。今後におきましても、時代の変化に対応した事業の見直しや行政改革に取組まれるとともに、これまでの行政施策、新たな行政需要や課題について、より迅速かつ適切に対応し、住民福祉の向上を図られるよう一層の創意工夫が望まれるものであります。」と述べられています。

歳入 (収入)

歳入(収入)

歳入は41億9000万6千円で、前年度より5億3501万6千円(14.6%)の増となりました。これは、定額交付金交付事業、地域活性化経済危機対策臨時交付金等の国庫補助金2億9141万3千円及び前年度からの繰越金1億6108万6千円の増収が大きく起因しています。

町税

10億6914万8千円(対前年度4.4%増)

町税収入は、歳入全体の25.5%を占め、1世帯あたり32万1742円、1人あたり12万643円を納めていただいたこととなります。

地方交付税

14億9940万円(対前年度0.5%減)

地方公共団体が標準的な行政運営を行う場合に財源不足額に応じて国から交付されるお金です。歳入全体の35.8%を占めています。

国庫支出金

4億7143万8千円(対前年度161.9%増)

国の行政に要する経費、町の特定の施策を行うための経費の財源に充てるため、その財源の全部または一部をその目的、性格により、負担金、補助金、委託金の三つに分類されて交付されるものです。

町債

2億3030万円(対前年度9.8%増)

地方交付税の代替え財源としての臨時財政対策債2億1840万円の他、清掃車購入、町道38号線道路改良工事に充当するため1190万円借り入れしています。

表1 各会計別 歳入・歳出 (単位: 千円)

会計別	歳入	歳出	翌年度へ繰り越すべき財源	実質収支額	備考
一般会計	4,190,006	3,839,672	13,612	336,722	
国民健康保険特別会計	985,919	983,693	0	2,226	
多賀地区簡易水道事業特別会計	55,744	43,953	0	11,791	
老人保健特別会計	2,480	2,169	0	311	
後期高齢者医療特別会計	80,471	78,062	0	2,409	
介護保険特別会計	658,391	613,446	0	44,945	
公共下水道事業特別会計	460,615	453,522	0	7,093	
多賀財産区会計	2,510	1,922	0	588	
井手町水道事業会計	収益的収入(消費税含む)		収益的支出(消費税含む)		差引額
	105,552		102,423		3,129
計	資本的収入(消費税含む)		資本的支出(消費税含む)		差引額
	8,295		42,249		△33,954
計	113,847		144,672		△30,825

歳出（支出）

歳出は38億3967万2千円で、前年度より5億1466万2千円（15.5%）増となりました。主な支出は次のとおりです。

総務費

10億2676万3千円（対前年度6.5%増）

- ・特別会計繰出金 4億4042万6千円
- ・基金積立 7415万2千円
- ・庁舎太陽光発電装置設置 1836万9千円
- ・公共施設地上デジタル事業 448万9千円
- ・定額給付金交付事業 1億3360万6千円

商工費

5474万4千円（対前年度90.5%増）

- ・商工会振興事業 750万円
- ・プレミアム付き商品券発行補助 1300万円
- ・玉川桜並木保存事業 231万3千円
- ・玉川の名水を守る会補助 200万円

土木費

5億7490万6千円（対前年度147.5%増）

- ・町道38号線道路改良他2線 1451万7千円
 - ・町道4号線他道路舗装 2711万5千円
 - ・下排水路改修工事 1993万4千円
 - ・町営住宅屋上防水工事 602万7千円
 - ・都市開発基金積立 4億109万6千円
- JR奈良線の複線化に備えて基金を積み立てました

民生費

7億8989万2千円（対前年度3.1%増）

- ・デイサービス等事業委託 1659万円
- ・障害者自立支援事業 8779万円
- ・公共施設バリアフリー整備 166万9千円
- ・児童手当 5851万円
- ・多賀保育園改修 598万5千円



（写真はJR奈良線複線化促進協議会総会の様子）

衛生費

2億7097万9千円（対前年度1.3%減）

- ・予防接種事業、健康増進等 2022万3千円
- ・乳児健診等 716万6千円
- ・古紙等再生資源集団回収事業 102万1千円
- ・ごみの収集運搬 2908万4千円
- ・城南衛生管理組合分担金 1億2519万1千円

消防費

2億157万4千円（対前年度0.1%増）

- ・常備消防設置委託 1億4788万円
- ・消防団資機材購入 624万4千円
- ・消防車庫整備 729万6千円

労働費

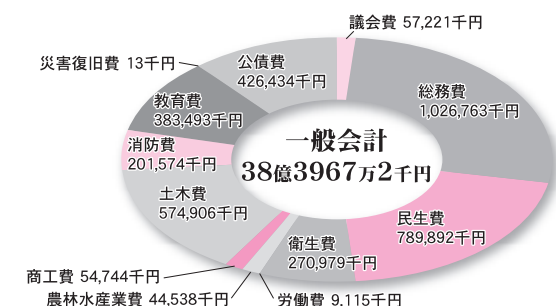
911万5千円（対前年度皆増）

- ・緊急雇用創出事業 911万5千円

農林水産業費

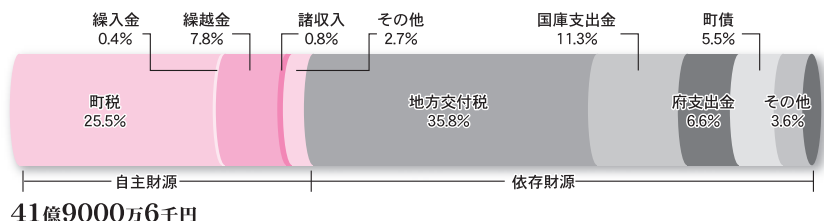
4453万8千円（対前年度34.5%減）

- ・農地有効利用支援整備 206万円
- ・豊かな緑と清流を守る森林整備事業 16万2千円

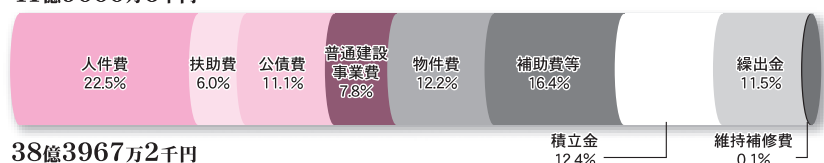


目的別歳出

歳入



歳出



用語の解説

- 【自主財源】町が自ら収納・徴収できる財源
- 【依存財源】国や県から交付・割り当てられる財源
- 【地方交付税】自治体の財政力に応じて国から交付されるお金
- 【繰入金】財政調整基金（家庭の預貯金にあたる）の取り崩しなどにより繰り入れたお金
- 【繰出金】特別会計などに繰り出したお金

京都府議会議員一般選挙

投票日は**4月10日（日曜日）**

4月29日に任期が満了する京都府議会議員一般選挙は、4月1日に告示され4月10日が投票日となっています。この選挙は京都府民の代表を選ぶ大切な選挙であり、棄権しないで、よく見、よく聞き、よく考えて必ず投票しましょう。

【投票できる人は】

今回の選挙に投票資格がある人は、平成3年4月11日以前生まれ、投票日当日20歳以上になっている方です。このうち、平成22年12月31日までに町内に住民登録をして、投票日においても引き続き在住されている方は、井手町で投票できます。

【転入された方】

平成23年1月以降京都府内の市町村から、井手町に転入され、投票日においても引き続き在住されている方のうち、転入前の市区町村の選挙人名簿に登録されている方は、転入前の住

所地で投票をすることができま。ただし、投票の際、井手町に引き続き居住中であることを証明する居住証明書が必要で。す。（役場住民福祉課で発行します）ので申し出てくだい。

【転出された方】

井手町の選挙人名簿に登録されている方で、京都府内の市区町村に住所を移された方は、井手町から引き続き京都府内の市区町村に居住中であることを証明する書類（転出先の市区町村が発行するもの）を持って登録されている投票所に提出すれば、投票することができます。（転出先の新住所地の選挙人名簿に登録されている方は除く。）

【投票所入場券及び選挙公報の配布】

投票所入場券の配布につきましては、選挙人一人に一枚、郵便はがきにて、ご家庭にお届けします。投票

日当日まで大切に保管をお願いします。また、選挙公報につきましては、各区の隣組より配布します。

【投票所入場券は忘れずに】

4月10日（日）の投票日には、次のことを注意してください。

◎投票時間は、午前7時から午後8時までです。

◎入場券に指定された投票所以外では投票できません。

◎投票所に行くときは、入場券を持参してください。もし、お忘れになった時は、その旨を投票所の係員に申し出て、再交付を受けてください。

◎投票しようとする時は、投票所内に掲示されている候補者の氏名を見直し、もう一度確認しましょう。

【代理・点字投票は】
身体上の故障などのため、自分で投票用紙に候補者を記載できない人のために、代理投票制度があります。代理投票制度を希望される方は、投票日の当日、投票所の係員に申出てください。

二人の投票補助者が決められ、投票の代理をします。また、目の不自由な方には、点字投票制度があります。遠慮なく係員に申し

出てくだい。

【期日前投票】

4月10日に次の理由により、

投票日に投票所に行けないと見込まれる方のために、期日前投票制度があります。

期日前投票ができる場合は、次のとおりです。

1. 投票日当日、職務に従事中であるとき。

2. 何らかの用事のため、旅行中または滞在中である場合（たとえば、レジャーや買い物などの私用で投票区の区域外にいるような場合。）

3. 投票日当日、出産、手術、身体上の障害等で歩くことが困難である場合です。

◎期日前投票のできる期間は、4月2日（告示の翌日）から4月9日（投票日の前日）までとなっています。

投票時間は土・日曜日を含めて午前8時30分から午後8時までの間、役場西別館1階期日前投票所で、行っています。

【不在者投票について】

4月10日の投票日に、京都府の選挙管理委員会が指定した病院や特別養護老人ホームに入所の方、また、身体障害者支援施設に入所の方は、選挙当日、投票に行けないと見込まれる方のために、投票日の前でも病院施設等での投票をすることがあります。不在者投票のできる期間は、4月2日（告示の翌日）から4月9日（投票日の前日）までとなっています。詳しいことは、病院や老人ホーム等又は、選挙管理委員会におたずねください。

【井手町以外の市区町村で

あなたの投票所は

投票所名	投票所の施設名	区域
第1投票所	井手小学校体育館	水無・高月・石垣
第2投票所	上井手区公民館	上井手・田村新田
第3投票所	多賀小学校体育館	東部・西部・北部
第4投票所	南部公民館	南部
第5投票所	玉水公民館	玉水
第6投票所	いづみ人権交流センター研修棟	北・南

不在者投票をするとき

1. 不在者投票をされる方は、あらかじめ滞在地の市区町村の選挙管理委員会や宣誓書用紙の交付を受け、これに投票日当日（4月10日）に、投票所に行つて投票できない理由に○を付け、井手町選挙管理委員会に直接または郵便で投票用紙等を請求してください。

2. 請求を受けた選挙管理委員会は、投票用紙、不在者投票用封筒および封筒に入れ封をした「不在者投票証明書」を交付します。この「不在者投票証明書」の封筒は決して開封してはいけません。開封されると不在者投票ができなくなります。

3. 交付された投用紙等を持って滞在地などの市区町村選挙管理委員会の指示に従つて投票します。

4. 不在者投票を受け付けた滞在地の選挙管理委員会は、あなたの不在者投票をすぐ井手町選挙管理委員会へ送付しますが、投票所開鎖時刻までに到着しないと無効になりますので早めの手続きをしてください。

郵便等投票制度

選挙人で身体障害者手帳・戦傷病者手帳・介護保

険の被保険者証を交付されている人で、その障害・傷病・要介護状態区分の程度が一定以上である場合は、事前に選挙管理委員会へ交付申請を行い郵便等投票証明書の交付を受けておき、その証明書を添えて投票用紙を請求し、郵便等により自宅で投票する方法です。身体障害の状態が次に該当する方は郵便投票制度の対象となります。

種別	該当する障害	障害の程度
身体障害者手帳	両下肢・体幹・移動機能	1級・2級
	心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸	1級・3級
	免疫・肝臓	1級から3級
戦傷病者手帳	両下肢・体幹	特別項症から第2項症
	心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・肝臓	特別項症から第3項症
介護保険の被保険者証		要介護5

郵便等投票における代理記載制度

郵便等投票の対象者で、次の要件にも該当する方は、あらかじめ、選挙管理委員会に届出をした代理人1人（選挙権を有する人）に投票に関する記載をさせることができる制度です。

・身体障害者手帳の交付を受けている方
上肢または視覚の障害の程度が1級
・戦傷病者手帳の交付を受けている方
上肢または視覚の障害の程度が特別項症から第2項症までの方が対象となります。

以上が不在者投票のあらましです。一人でも多くの方が大切な選挙権を行使できるように設けられています。

【開票は井手町自然休養村管理センターで】

開票事務は、投票日当日、午後8時45分から井手町自然休養村管理センターで行います。

詳しいことは、井手町選挙管理委員会（Tel 82・6161）におたずねください。

給水を停止します！！ 水道料金未納の方はご注意ください！！



井手町の水道は、使用者からの料金収入で経営しています。このため、水道料金が納付されないと、事業の経営に支障が生じます。

負担の公平と水道事業の円滑な経営のため、水道料金は期限内に納付してください。

なお、料金が未納の方に対しては、給水条例に基づき給水を停止しますので、早急にお支払ください。

お問い合わせ 上下水道課 Tel 82-6169

センサス君からのお知らせです



皆様にご協力いただきました平成22年国勢調査について、本町における人口・世帯数に関する集計結果をお知らせします。なお、この数字は総務省統計局の公表と異なる場合があります。

平成22年国勢調査調査結果

	平成17年	平成22年
世帯数	3,217	3,112
人口	8,951	8,454



ウォッチング

玉津岡神社で消防訓練



境内での放水訓練

1月25日(火)、京田辺市消防署井手分署は、玉津岡神社で消防訓練を行いました。訓練は1月20日～26日の『文化財防火週間』の一環として行われたもので、社務所から出火し本殿に延焼の危険がある

地震に強いまちづくりを学びました



ペーパークラフトで家の模型を作る児童【多賀小】

2月3日(木)、多賀小学校で、2月4日(金)井手小学校で、地震に強い安心安全のまちづくりを学ぶための出前授業が井手分署や府山城北土木事務所職員の指導のもとに行われました。

授業では、起震車を使い震

という想定で行われました。玉津岡神社本殿は京都府の登録文化財に指定されており、周辺の鎮守の森は文化財環境保全地区に指定されています。

合併初戦を勝利で飾る

1月23日(日)、宇治田原町住民グラウンドで行われた西日本大会京都予選大会で、「山吹少年野球クラブ」(市場博之代表)が合併後の公式戦初戦を勝利で飾りました。

同野球クラブは町内の少年野球チーム「井手ジャガーズ」と「多賀キングス」が1月から合併したもので、木田豊誠監督は、「1+1が3にも

度7などの揺れを体験、また家型のペーパークラフト模型を作り、柱と柱の間に「筋交い」を入れた家と入っていない家との揺れ方の違いを学習したほか、クイズやDVDにより地震への対策を学びました。



筋交いが入っていない模型を触り揺れを実感する児童【井手小】

愛犬の正しいしつけのために



山吹少年野球クラブの皆さん

4にもなりました。合併の効果です。」と話されていました。

2月3日(木)、自然休養村管理センターで犬のしつけ方教室が行われました。飼い主に正しいしつけを知ってもらおうと行われているもので、初回である1月27日(木)に犬の健康管理、習性などの講習を受けた参加者が飼い犬同伴で参加しました。

教室では、飼い犬が飼い主の横について歩くようにしつけるリーダーウォークや、エサを使う場合、使わない場合のお座りのしつけ方などの講習が行われました。飼い犬同伴の実技講習は全3回行わ

世界記録への挑戦



リーダウォークに挑戦する参加者

れ、参加者は愛犬と一緒にしつけ方を学びました。

1月19日(水)から、流しそつめん世界記録に挑戦し、井手町実行委員会(小川幸一実行委員長)による、「世界記録に挑戦!流しそつめん大会」のための竹の切り出しなどの準備が茶うす山の竹林で始まりました。

同大会は町内諸団体の交流活動を促進し、まちの活性化をはかろうと、町商工会を始め、町建設業協会、町内のNPO法人など、17団体で構成される同実行委員会主催で行われます。準備は竹の切り出し、節を取り除く作業、竹の設置作業など毎週土日にか

て行われています。

同大会は、3月20日(日)に玉川堤一帯で行われ、当日はミニそつめん流しや模擬店、豪華商品が当たるクイズなどが行われる予定です。クイズはそつめんが流れ切る時間を当てるもので、現在の世界記録である鳥取県河原町の2631mでの時間は55分でした。お問い合わせは、町商工会(Tel 82・4073)まで。



準備作業の様子

AETとの交流会

2月15日(火)、玉川保育園と多賀保育園で、町の英語指導手であるAETのノル・ガルシアさんとの交流会が開かれました。ガルシアさんは泉ヶ丘中学校で英語の指導を行っているほか、遊びを通して

て英語を学んでもらおうと井手・多賀両小学校の英語活動や町内の保育園での交流活動も行っています。

多賀保育園では、5歳児17名が参加しました。様々な色のクッションや果物の絵を使い発音のポイントを指導し、園児はガルシアさんの軽快な話し方や内容に夢中になりました。から楽しんで英語を学んでいました。



楽しみながら英語を学ぶ園児

小野小町を

テーマに講演

2月15日(火)、自然休養村管理センターで第7回目となる井手玉川大学講座と閉講式が行われました。井手玉川大学は、高齢者の生きがい、社会活動に対する意欲と実践力

を高めるために行われており、本年度もボランティアや川柳など様々な分野での講座が開かれました。

講座に先立ち閉講式が行われ、全講座に参加された26名に皆勤賞と修了証が、本講座に5回以上参加された56名に修了証が、それぞれの代表者に松田教育長から授与されました。

本年度最後の講座となった今回は、宇治の語り部の六嶋由美子さんと篠笛奏者の奈須秀子さんが、晩年を井手町で過ごしたとされる小野小町にちなみ「小町幻想」〜小野小町ものがたり〜と題した物語を篠笛の音色とともに披露。参加者は、みやびやかな平安時代の世界に見入っていました。



十二単をまとい小野小町に扮して講座を行う六嶋さん

災害の怖さを学ぼう

2月14日(月)、井手小学校の4年生が小川俊雄さんと宮本敏雪さんを、2月17日(木)、多賀小学校の4年生が宮本敏雪さんを講師に招き、南山城水害について学びました。

今回の授業の前に児童は、事前に南山城水害について学習をしていました。授業では当時の写真を使った説明や、体験談が話され児童は熱心に耳を傾け、多賀小学校では授業の最後に児童が「流されてきた泥や木材はどこに運ばれましたか。」「車やトラックはどうなりましたか。」などの質問をしていました。



宮本さんの話を熱心に聴く児童【多賀小】

合数ポンプ場見学

2月18日(金)、井手小学校の4年生45人が、合数ポンプ場を見学しました。合数ポンプ場は井手町内を流れる河川の水を木津川に排水する施設で、木津川が増水して川の水が木津川に流れないときにポンプによって強制的に排水し、地域の洪水を防ぐための役割があります。

児童は職員から合数ポンプ場の役割や性能などの説明を聞いた後、施設内の操作室やスクリーンポンプ、エンジンを設置した機械室をみてまわり、ポンプの試運転の様子を見学しました。



排水の様子を見学する児童

* 税務課からのお知らせ *

家屋調査にご協力ください

家屋の固定資産税は、毎年1月1日に所有されている方に課税されます。次のような場合は税務課までご連絡ください。

○新築・増築

日程調整のうえ、職員が訪問して家屋調査を行います。この調査は固定資産税の基となる評価額を算出するために行うものです。なお、建築図面等資料の借用をお願いする場合があります。

○取り壊し

「滅失届出書」の届出が必要です。届出がないと翌年度以降も課税されてしまうことがあります。なお、登記している家屋を取り壊した場合で、すでに法務局で滅失登記の手続きをされた方は、届出の必要はありません。

○未登記家屋の所有者を変更

「未登記建物取得届出書」の届出が必要です。届出がないと翌年度以降も前の所有者に課税されてしまうことがあります。

バイク・軽自動車の廃車・名義変更の手続きはお早めに

軽自動車税は、毎年その年の4月1日現在で所有している人に課税されます。

盗難などで、現在所有していなくても廃車の手続きをされませんと課税されることになります。

なお、廃車・名義変更の手続きをする場所は、次のとおりです。

【役場税務課】

排気量が125cc以下の単車および農耕作業用自動車（耕運機・トラクター等）。

【陸運局】

軽自動車（軽四輪貨物および乗用車・125ccを超える単車）。

※4月1日を過ぎますと、実際にはバイクや軽自動車を所有していないのに課税されることになりますのでご注意ください。

また、陸運局では毎年、年度末の3月は窓口が大変混雑し、長時間お待ちいただくことになりますので、登録・異動・廃車等の申請は、できるだけ早め（3月15日ごろまで）に済ませていただくようお願いします。

なお、軽自動車税納税通知書は4月中旬に発送いたしますので、4月20日（水）までに納税通知書が届いていない方、もしくは、廃車申告等の手続きをされたのに納税通知書が届いている方は、お手数ですがご連絡ください。

減免申請は4月25日までに

軽自動車税には、身体に障害のある方に対する減免制

度があります。この制度を受けようとする方は、4月25日（月）までに税務課で申請手続きをしてください。

申請手続きに必要な書類等

○減免申請書（税務課にあります）

○軽自動車税納税通知書

○障害者手帳等に関する証明書

○当該車両を使用される方の運転免許証

○軽自動車検査書

なお、減免対象者は一定の要件を満たす必要がありますので、詳しい内容についてはお問い合わせください。

固定資産税の縦覧・閲覧

▶土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧

納税者が町内の土地や家屋の価格との比較を通じて、自己の土地や家屋の評価が適正かどうかを確認できるように「土地価格等縦覧帳簿」と「家屋価格等縦覧帳簿」が縦覧できます。

○縦覧事項

「土地価格等縦覧帳簿」…所在、地番、地目、地積、評価額

「家屋価格等縦覧帳簿」…所在、家屋番号、種類、構造、床面積、建築年、評価額

▶固定資産課税台帳の閲覧

納税義務者が所有する固定資産、借地人・借家人が使用している固定資産、賦課期日後に固定資産を取得された方などが対象資産について「固定資産課税台帳」に記載された内容を閲覧することができます。

○閲覧事項

「土地課税台帳」…所有者の住所・氏名、土地の所在、地番、地目、地積、評価額など

「家屋課税台帳」…所有者の住所・氏名、家屋の所在、家屋番号、種類、構造、床面積、建築年、評価額など

「償却資産課税台帳」…所有者の住所・氏名、取得価格、帳簿価格、評価額など

《必要書類等》

①印鑑（認印）

②納税通知書、課税明細書

③本人が確認できる免許証等

④委任状と代理人本人が確認できる免許証等

⑤賃貸借契約書と本人が確認できる免許証等

⑥所有権を取得したことを証する書類と本人が確認できる免許証等

▶縦覧期間 平成23年4月1日から5月2日（土、日・祝日を除く）

▶閲覧期間 平成23年4月1日から翌年3月31日（土、日・祝日及び12月29日から1月3日を除く）

▶縦覧・閲覧時間 午前8時半から午後5時15分（正午から午後1時までを除く）

▶場所 役場税務課

*お問い合わせは、税務課（TEL82-6163）まで

土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧、固定資産課税台帳等の閲覧のできる方

	縦覧できる方	必要書類等
縦覧	納税者（現に土地又は家屋の固定資産税を納めている者）	①・②又は③
	納税者と同一世帯の親族	①・②又は③
	納税管理人	①・②又は③
	納税者の代理人	①・④
	閲覧できる方	必要書類等
閲覧	納税義務者	①・②又は③
	納税義務者の代理人	①・④
	借地人・借家人	①・⑤
	賦課期日後に固定資産を取得された方など	①・⑥

～ゴミの減量化にむけて⑥～

4月よりスタート

燃やすゴミは透明袋で 袋を通して新聞の活字が見える透明袋を

現在、各家庭で使用されている中身の見えないゴミ袋は、今まで通り使用し、使いきってください。新たにゴミ袋を購入される時から、透明袋の購入をお願いします。当面は、今まで通り中身の見えない袋であっても収集しますので、順次、透明袋に切り替えて頂くようお願いします。

井手町では、ゴミの減量化を進める為に「ゴミの減量化対策検討委員会（井手町環境審議会委員・井手町区長会で構成）」で論議いただいた結果、燃やすゴミの袋を透明袋に変えることによってゴミの減量化が期待できるとの方向性を出していただきました。町では、本検討委員会の決定を受け、各区の協力を得ながら2月21日から3月7日までの間、各区におきまして住民説明会を開催し、ご理解を頂いてきたところです。

これまで本町では、燃やすゴミについては袋を指定せず制約を設けなかった関係上、ほとんどが中身の見えない袋で出されていました。ゴミの中身が見えないことから、ゴミ袋の中には古紙・カン・ペットボトルや爆発の危険性もあるカセット式ボンベなどが混ざっていることもあり、水分が非常に多く含んでいるゴミがあるのも現実です。このことが、城南衛生管理組合管内の一人当たりゴミ排出量が平均と比べて約1.3倍多くしており、ゴミの減量化と資源ゴミ分別の徹底が環境問題やゴミ処理経費の町負担額を考える上でも、大きな課題となっていました。

ゴミ袋の透明化は、透明袋に変えたからと言ってゴミが減量出来るものではありません。透明袋に変えることによって、今まで以上に意識をもってゴミを出して頂くことに目的があります。

ゴミを出すことに意識を持つことが、ゴミ問題を考えることに繋がり、ゴミの減量化とゴミを作らない・ゴミを出さない・ゴミの再利用の取り組みに進むものと考えます。

透明か半透明の袋ならどんな袋も結構です

木の枝等は紐で束ねて直接出して下さい

中身が確認出来ない段ボール箱や紙袋は収集できません

透明か半透明の袋ならどんな袋でもかまいませんが、袋を通して新聞の活字が見える程度のものをお願いします。したがって、中身が確認出来ない袋（黒色や青色のゴミ袋・肥料や米の袋・紙袋）や段ボール箱で出された場合は収集できません。

人に見られたくないゴミは、中身の見えない小袋が新聞紙等に包んで透明袋の中に入れてください。中身の見えない小袋が多ければ透明袋化の意味がありませんので、1～2個程度をお願いします。

又、木の枝などナイロン袋が破れやすいものは、ナイロン袋に入れずに紐で束ねて直接、ゴミとして出して下さい。

レジ袋を使用されている小売店の皆様へ

小売店で中身の見えないレジ袋を使用されている場合は、主旨を御理解頂き、透明または半透明のレジ袋に、順次、切り替えて頂きますようご協力をお願いします。



ゴミを減らすための方法が
話し合われました。

1月28日（金）、山吹ふれあいセンターでゴミの減量化対策検討委員会の会合が開かれました。委員（井手町区長会で構成）では、ゴミの減量化のための啓発活動について職員から説明がされた後、ゴミ減量化の方策について意見交換が行われ、望ましい方向性が話し合われました。

町内のゴミが多い大きな要因は、可燃ゴミに含まれる水分と再生可能な古紙などの資源が分別されずに他のゴミに混入していることと考えられています。これらの問題を解決するために活発な話し合いが行われる中、燃やすゴミの袋を透明袋に変える意見が出されました。

ゴミを減らすために

平成 23 年度自衛官補募集案内 募集種目及び試験期日等

募集種目	受付期間	試験期日	資格
幹部候補生	一般・技術 歯科・薬剤科	2月1日～5月6日	1次：5月14日・15日 (15日は飛行要員のみ) 2次：6月14日～16日のうち 指定する日 3次：7月12日～8月4日 (飛行要員のみ、指定する日)
		1次：5月14日 2次：6月14日～16日のうち 指定する1日	20歳以上26歳未満の者 (22歳未満の者は大卒 (見込含))大学院修士 学位取得者(海上技術 幹部候補生志願者は、 理工学修士学位取得 者に限る)及び自衛官 は28歳未満
一般書候補生	2月1日～5月6日	1次：5月21日 2次：6月22日～27日のうち 指定する1日	専門の大卒(見込含) 20歳以上30歳未満の 者(薬剤は20歳以上26 歳未満の者(薬学修士 学位取得者は28歳未 満))
			18歳以上27歳未満の者

*お問い合わせは、自衛隊京都地方協力本部(Tel075 - 211 - 3471)
または、宇治地域事務所(Tel44 - 7139)まで

平成 23 年第 1 回調理師試験及び製菓衛生師試験の実施について

願書配付場所／京都府山城北保健所及び京都府田辺総合庁舎

【平成 23 年度第 1 回調理師試験】

願書配付日／3月7日(月)～4月15日(金)

願書受付日／4月11日(月)～4月15日(金)

【平成 23 年度製菓衛生師試験】

願書配付日／3月7日(月)～4月22日(金)

願書受付日／4月18日(月)～4月22日(金)

願書受付場所／京都府山城北保健所及び京都府田辺総合庁舎総合案内・相談センター(郵送での受付はできません)

試験日時／5月29日(日) 午前10時～正午

試験会場／(京都会場) 長浜バイオ大学京都 CAMPUS 烏丸学舎

(福知山会場) 福知山淑徳高等学校

*受付時間など詳しいお問い合わせは、京都府山城北保健所衛生室

(TEL0774・21・2912)まで

子育て支援センターからのお知らせ

子育て支援センターは、玉川保育園にあります。【TEL・FAX : 0774 - 82 - 2232】

★子育て支援センターは、事業の日だけでなく毎日開いています。

★子育てで困った時、しんどい時の相談も受けています。

★利用時間 : 月曜日～金曜日 午前9時30分～午後4時00分
(ちょっと気分転換という気軽な気持ちで遊びに来てください。)



3・4月の事業 時間：午前10時～正午

日	月	火	水	木	金	土
3/13	14	15	16	17	18	19
		竹の子ひろば	とことこ広場 よちよち広場 (支援センター) モビール作り	さんさん会 (玉泉苑) わくわく広場	玉川園庭解放 (支援センター)	
20	21	22	23	24	25	26
		竹の子ひろば	さんさん会 (支援センター)		ぴよぴよ広場 (支援センター) モビール作り	
27	28	29	30	31	4/1	2
	おでかけ広場 (西部公民館) 多賀地区	竹の子ひろば	さんさん会 (支援センター)		さんさん会 (玉泉苑) わくわく広場	
3	4	5	6	7	8	9

各広場の対象者 場所：子育て支援センター

- *とことこちゃん広場：1歳半～就学前の子どもとその保護者
- *よちよちちゃん広場：7ヶ月～1歳半位の子どもとその保護者
- *ぴよぴよちゃん広場：妊婦～6ヶ月位の子どもの保護者
- *おでかけ広場：妊婦～就学前の子どもとその保護者

※どの事業も予約なしでいつでも参加できます。

子育てサークルの紹介・活動

さんさん会：午前10時～正午【妊婦～3歳位の子どもの保護者】

代表：乾 (090 - 3866 - 2585)

竹の子ひろば：午前10時半～正午【未就園児の子どもとその保護者】

代表：巽 (82 - 2436)

カモミール(キッズケア)【未就園児の子どもとその保護者】

代表：平間 (090 - 5367 - 0397)

★初めての方は、代表まで連絡ください。

★4月から、さんさん会の代表が変わります。

代表：林 (080 - 1451 - 1822)

同和問題の解決を みんなの手で

第29回全国中学生人権作文コンテストの入賞作品から

このコンテストは、毎年法務省人権擁護局と全国人権擁護委員連合会が、次代を担う中学生に自分の身近にある人権についての思いを作文に書いてもらうことによって、人権尊重の大切さや基本的人権についての理解を深め、豊かな人権感覚を身につけてもらうことを目的に開催されています。

作品から伝わってくる中学生の純粋な気持ちにふれて、人権について考えましょう。

文部科学大臣奨励賞 「今日もどこかで・・・」

徳島県・藍住東中学校 2年
米澤拓也

今日も、教室でいじめられている人がいる。その人は、いつも教室の片隅で好きな本を読んで、周りの人の声を聞かないようにしている。誰かに悩みを打ち明けることもなく、誰から励まされることもなく、心を閉ざし、重くつらい一日が早く過ぎ去ることを願いながら、本を読んでいる。

その人は、小学四年生の時の僕です。いじめはとても卑劣で、卑怯なことです。今考えても、なぜいじめられたのか全く分かりません。その当時も、「もしかすると自分がその子たちに何かをしてしまったから、嫌なことをされるのだろうか・・・。僕自身にダメなところがあるからしょうがないのだろうか・・・。」と考えたこともありました。道徳の授業やその時の先生の言葉を考えているうちに、いじめは理由があるから起こるのでなくて、する人がいるから起こるのだと思うようになってきました。つまり、何も悪いことをしていない人に対しても、容赦なく降りかかってきます。その人の生まれもった身体や名前のことについて様々な悪口を言われたり、勝手な理由で暴力を振るわれたりする最悪の行為です。なぜいじめたのか・・・。そんなことは理解できないし、考えたくもありません。

いじめは、同世代の集団の中で起こります。子どもの集団の中で起こっていることは、大人の人たちは気づきません。そして、いじめられている人は、いじめられていることを、親や先生など大人には言いません。いや、言えません。いじめられていることを言ったら、いじめている人は叱られるが、その後、より一層いじめがひどくなるのではないかと恐れるからです。

しかし、その時僕は、思い切って先生に相談をすることにしました。僕の担任だった先生は、とても正義感の強い人で、話を最後まで聞いてくれ、重く受け止めてくれる人だったからです。先生に話した時、先生はとても驚いた様子で、「気づかなくてすまなかった。」と言いました。無理もありません。いじめの内容は、自分の持ち物を隠されたり、変な内容の手紙が机の中に入れられたりするというものだったのです。

幸いなことに、それ以降僕に対するいじめは無くな

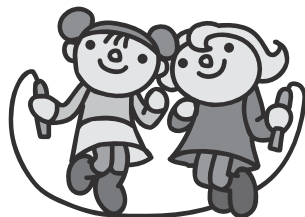
りました。しかし、今日もどこかで、誰かがいじめに遭っているのではないかと・・・という不安が頭をよぎります。

中学二年生になって、道徳の授業で「心やさしい子どもたちへ」の学習をしています。いじめが原因で自らの命を絶ってしまった大河内清輝君のご両親が、これから先、子どもたちがいじめによって苦しい思いをし、命を絶つことのないようにという願いを込めて、自らの思いを綴ったものです。清輝君は長い間いじめを受け続け、遺書だけを残して、この世を去りました。同級生の人から二年以上もの間いじめを受け続けました。グループでのリンチや数万円単位の金額の巻き上げなど、とても凶悪なものでした。彼は家族に相談をできないまま、周りの人から助けられないまま、二年以上も過ごし続けたのでした。どんなに苦しい時間だったのだろうかと考えると、言葉も見つかりません。そして、死を選んだことは、本人にとっても残された人たちにとっても、本当に悔しさばかりが残るのではないのでしょうか。周りにもたくさんの人がいたはずなのに、なぜ清輝君を助けることが出来なかったのか・・・。彼がいじめられているのを同級生の人たちは、なぜ見て見ぬふりだったのだろうかと思います。

僕は、先生に打ち明けた時に、自分の気持ちを聞いてくれたことが、本当にうれしかったです。そして、もういじめが無くなると思うと、心の底から安心したことを今でも覚えています。だからこそ、今僕は、つらい気持ちを抱えている人に声をかけ、助けになりたいと思っています。人と接することで、気持ちがやわらぐといいなと考えています。

いじめは、同世代の集団の中で起こります。だから、いじめが起こった時、一番早く気づき、一番力になれるのが、同じクラスの人であり、同じ学年の人だと思います。ほんの少し、クラスや学年の人たちが勇気を出すことで、いじめは無くなると思います。僕はそんな勇気のある人間になりたいです。

人の心を深く傷つけ、時には取り返しのつかない道を選ばせてしまう、そんな卑劣な行為を許さない仲間でありたい。





小野小町をテーマに小町まつりを開催します

小町まつりでは、家庭でできる簡単な顔のマッサージをエステティシャン講師から受講できる『美人教室』、小野小町をモチーフにしたサンドブラスト体験教室』などを行います。お気軽にお問い合わせください。

日時／3月20日(日)
場所／井手町まちづくりセンター 檣坂
※お問い合わせは、企画財政課(Tel 82・6162)まで

救命講習会開催のお知らせ

日時／4月3日(日) 午前9時〜正午
場所／京田辺市消防署井手分署会議室
定員／10名程度
参加費／無料
受付期間／4月2日(土)まで
※お問い合わせは京田辺市消防署井手分署(Tel 82・3000)まで

住宅用火災警報器の

設置期限は5月31日です

戸建て住宅・店舗併用住宅・共同住宅は、住宅用火災警報器の設置が義務付けられています。寝室・階段・台所などに設置しましょう。

※悪質な訪問販売などに注意しましょう。消防署や消防団が販売したり、特定の業者に販売を委託することはありません。

※お問い合わせは、京田辺市消防本部予防課(Tel 63・7826)または、京田辺市消防署井手分署(Tel 82・3000)まで

井手町新産業育成施設(井手町ベンチャーパーク)入居者募集のご案内

井手町では、新産業の育成及び既存産業の活性化を図るため、井手町新産業育成施設」を設置しています。今回新たに入居者を募集することになりましたので、お知らせします。

申請期間／3月31日(木)まで
※詳しくは井手町ホームページをご覧ください。
※お問い合わせは、企画財政課(Tel 82・6162)まで

京都サンガF.C.コーチと健康づくりをしませんか

日時／3月22日(火) 午前10時〜正午
場所／府立山城勤労者福祉会館体育館
対象／おおむね60歳以上の方
定員／100名
内容／身体健康チェック ウォーミングアップ&ストレッチ サッカーボールを使った運動
参加費／無料
申込み／高齢福祉課(Tel 82・616)

5) または京都サンガF.C.事業部(Tel 55・7603)へ。

寄付をいただきました

▽株式会社建設工業(木村土生代表取締役)から「社会福祉」に53,159円の寄付

▽寺井敏雄さん(上井手区)から「社会福祉」に5千円の寄付

▽大峰会(多賀地区)から「小学校の教材など」に5万円の寄付

町では、これらの善意の寄付金を社会福祉基金に積み立てたり小学校の教材購入などに役立たせていただくことにしました。

宝くじ助成金で整備しました

財団法人自治総合センターからの宝くじの助成を受けて、投光器、芝刈り機、アンプ一式等の整備を行いました。

宝くじ助成は宝くじの普及広報をはかるために宝くじの収入源を財源として、地域のコミュニティ活動や共同活動を行っている団体に対して助成されるものです。宝くじの助成金はまちのこんなところにも役立っています。

講座・教室

【和太鼓交流教室】

日時／3月23日(水) 午後7時〜9時
場所／いずれも、自然休養村管理センターホール

【和太鼓教室(サークル)】

日時／3月19日・4月2日(土) 午後1時半〜3時半

場所／いずれも、いづみ人権交流センター

【和太鼓教室】

日時／3月12日・26日・4月9日(土) 午後1時半〜3時半

場所／いづみ人権交流センター

※お問い合わせは、いづみ児童館(Tel 82・4112)まで

【いづみまなび教室】

《太極拳(入門・初級)》
日時／3月11日・25日(金) いずれも、午後1時半〜3時

持ち物／運動できる服装・上履き

《大正琴》

日時／3月11日(金) 午前10時〜正午 25日(金) 午前10時〜11時半

持ち物／大正琴・楽譜

《ペン習字》

日時／3月10日(木)・23日(水) 午後1時半〜3時

《人権学習》

日時／3月25日(金) 午前11時半〜正午・午後3時〜3時半

【健康教室】

日時／3月24日(木) 午前10時〜11時半

※各教室の材料費等は自己負担となります

※お問い合わせは、いづみ人権交流センター(Tel 82・3380)まで

【生き生きかえあいサロン(絵手紙を描きましょう)】

日時／3月16日(水) 午後1時半〜場所／玉泉苑

対象／60歳以上の方および障害のある方

※事前申込が必要

※毎月20日発行の「ボランティアセンターだより」で、ふれあいサロンの

詳しい内容をお知らせします。

＊お問い合わせは、社会福祉協議会
(Tel 82・3499) まで

【山吹ふれあいセンター・天文台】

日時／3月18日(金) 午後7時半～9時

場所／山吹ふれあいセンター

・申し込みは不要です。

・夜間の開催になりますので、お子様だけの参加はご遠慮ください。

＊お問い合わせは、社会教育課(Tel 82・5700) まで

【親子で楽しむ紙しばい】

日時／3月12日(土)・4月9日(土)

いずれも、午後1時半～

場所／山吹ふれあいセンター・図書館

【親子の絵本の会】

日時／3月19日(土) 午後2時～

場所／山吹ふれあいセンター

＊お問い合わせは、井手町図書館(Tel 82・5700) まで

健康

【成人・高齢者保健事業】

《山吹体操クラブ・健康相談》

日時／3月10日(木)

午後1時半～3時

場所／賀泉苑

日時／4月7日(木)

午後1時半～3時

場所／玉泉苑

＊お問い合わせは、社会福祉協議会
(Tel 82・3499) まで

子育て

【わくわく広場】

日時／4月1日(金) 午前10時～正午

場所／玉泉苑

＊お問い合わせは、社会福祉協議会
(Tel 82・3499) まで

【乳幼児健康診査】

《3歳児健診》

日時／3月11日(金)

対象／H19・7・8からH19・10・7生まれ

7生まれ

受付／午後1時～1時半

場所／保健センター

＊お問い合わせは、保健センター(Tel 82・3385) まで

各種相談

【心配ごと相談・人権相談・行政相談】

日時／3月28日(月) 午後1時～4時

場所／賀泉苑

日時／4月4日(月) 午後1時～4時

場所／玉泉苑

【無料法律相談】

日時／3月28日(月) 午後2時～4時

場所／玉泉苑

＊心配ごと相談は、第1月曜日は玉泉苑、第3月曜日は賀泉苑で開設しています。

＊無料法律相談は予約制とします

＊お問い合わせは、社会福祉協議会
(Tel 82・3499) まで

【障害者相談】

日時／3月22日(火) 午後1時半～4時

場所／役場西別館1階相談室

【こころの相談室(カウンセリング)】

日時／3月22日(火) 午前10時半～午後2時

場所／いづみ人権交流センター

＊お問い合わせは、いづみ人権交流センター(Tel 82・3380) まで

3月は、多賀地区の水道メーター検針月です。メーターボックスの上に物を置かないでください

国民健康保険からのお知らせ

■70歳～74歳までの方の窓口負担（1割）が据え置かれます

国民健康保険に加入されている70歳から74歳までの方に交付しております「国民健康保険高齢受給者証」(白色)の「一部負担金の割合」欄に「2割(平成23年3月31日までは1割)」と記載されているものをお持ちの方については、制度がさらに1年間延長されたことから、更新が必要となりました。(※ただし、有効期限については、毎年8月1日に前年の所得に基づき負担割合の見直しを行うため、平成23年7月31日までとなっています。)

なお、新しい高齢受給者証は、3月中旬に郵送予定です。(※ただし、一部負担金の割合が「3割」と記載されている方の負担割合の変更はありません。)

老人医療費受給者証の更新について

65歳～69歳までの方に交付しております「福祉医療費受給者証(老)」(さくら色)を、現在お持ちの方について、70歳～74歳までの方の窓口負担(1割)が据え置かれたことによって、老人医療費助成事業の窓口負担(1割)も継続となります。

「福祉医療費受給者証(老)」の有効期限が平成23年3月31日となっておりますので、平成23年4月1日～7月31日までの「福祉医療費受給者証(老)」を3月中旬に郵送予定です。

なお、平成23年8月1日の更新は改めてご通知いたします。

◇お問い合わせは、保健医療課(Tel 82-6166) まで





夢で逢いましょう

藤田 宜永

数十年ぶりに再会した幼馴染3人組。定年退職した昌二、現役の探偵・三郎、そして陰のある誠一郎が還暦を迎えて探し求めたものとは？ ノスタルジック・ミステリー。『週刊ポスト』連載に加筆改稿して単行本化。



アレルギーでも食べられる しあわせケーキ

柴田書店

家庭でママがつくれるおやつから、プロのパティシエ向きのものまで、人気パティスリーの、卵・乳・小麦を除去したケーキのレシピを紹介。アレルギー対応ケーキ製造・販売ノウハウなども収録。



ジス・イズ・ロンドン ミロスラフ サセック

紳士たちのモダンなファッションから、真っ赤な2階建てのバス、女王が住むバッキンガム宮殿、橋が上がるタワー・ブリッジまで…！ 旅する絵本作家サセックが、楽しいロンドンの様子を描いた絵本。



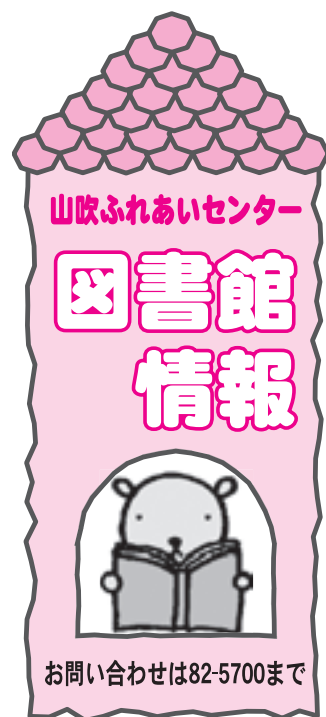
トリックアート図鑑だまし絵

北岡 明佳

さかさ絵、反転図形、目の錯覚など、いろいろなだまし絵を、古典から最新まで紹介。写真、イラスト、図版を70点収録する。かくし絵やクイズなど、遊べるだまし絵も掲載。

【開館日】火曜日～日曜日
【開館時間】10月～3月 午前10時～午後5時
4月～9月 午前10時～午後6時
☆3月・4月の休館日
3月7・14・22・24・28日
4月4・11・18・25・28日
※資料整理日（休館日）は毎月最終の木曜日ですが、今年度の3月は24日になります。
☆貸し出し冊数および期間
図書は1人12冊、2週間

雑誌は1人5冊、2週間
視聴覚資料は1人3点、1週間
☆主な新着資料の紹介 3月
一般書
「国道沿いのファミレス」
「ゴッホ・A アカデミズム闘争4000日」 畑野智美
「トロンプリュウの星」米田夕歌里 海堂尊
「花桃実桃」 中島京子
「煙が眼にしみる」 石川溪月
「大絵画展」 望月諒子



「カササギたちの四季」 道尾秀介 児童書
「ほんなんてだいきらい！」
マイケル・エンバリー
「はるね」 かのゆうこ
「まちのいぬといなかのかえる」 モー・ウィレムズ
「バロン、いっしょにあるこう！」 大島まや
「アキンボとマントヒヒ」
アレクザンダー・マコール・スミス
3月・4月の図書館行事
《親子で楽しむ紙しばい》
3月12日（土） 4月9日（土）
いずれも午後1時半から
《親と子の絵本の会》
3月19日（土） 4月16日（土）
いずれも午後2時から
《春のおはなし会》
4月24日（日） 午後2時から

京都府最低賃金が 改定されました

749 円

（時間額）

発効日：平成22年10月17日

※特定の産業には特定（産業別）最低賃金が定められています。

最低賃金に関するお問い合わせは
京都労働局（TEL 075 - 241 - 3215）
又は最寄りの労働基準監督署へ。

国民年金Q&A

Q 学生で収入がないため、国民年金保険料を納めるのが困難なのですが。

A 日本国内に住むすべての人は、20歳になった時から国民年金の被保険者となり、保険料の納付が義務付けられますが、学生については、経済的負担を考慮し、在学中の保険料納付を猶予する「学生納付特例制度」が設けられています。その対象となる学生は、大学、短期大学、大学院、高等学校、専修学校などのほか、各種学校（1年以上の就学課程に限る）に在学する20歳以上の学生です。また、夜間・定時制・通信課程も含まれます。

学生納付特例を希望される場合は、年金手帳、学生であることがわかる書類（学生証または在学証明書）を持参の上、住民福祉課まで申請してください。

なお、学生納付特例の承認を受けた期間は、将来老齢基礎年金を受けるための資格期間（国民年金保険料の納付または免除期間、厚生年金などの他の年金の加入期間と合わせて最低25年）には含まれますが、受け取る年金額の計算には算入されません。将来受け取る年金額を減らさないために、承認を受けてから10年間のうちに保険料を納付（追納）することができるようになっています（承認を受けた年度から起算して3年度目以降に追納する場合は、当時の保険料に一定の加算額が加わります）。卒業後、受け取る年金額を満額に近付けるためにも追納されることをお勧めします。

ごみ収集日程表(3月11日～4月10日)

ごみは、朝9時までに出してください。

★4月より、燃やすごみの袋の透明化を試行します。透明袋による排出にご協力をお願いします。

★カン、ビン、ペットボトル、発泡トレー等は中身の見える袋で出してください。

★「乾電池」は「カン」の日に、「カセットボンベ缶、スプレー缶」は「その他」の日に、それぞれ別の透明な袋に入れて出してください。

★粗大ごみは、収集日の1週間前までに産業環境課へ電話予約(TEL82-6168)してください。(テレビ・冷蔵庫・冷凍庫・洗濯機・エアコン・パソコンは除きます)

★テレビ・冷蔵庫・冷凍庫・洗濯機・洗濯乾燥機・エアコン・パソコンは家電リサイクル品です。

※古紙等(新聞、雑誌、ダンボール・紙パックごとに分別のうえ)の収集は全地区毎週月曜日です。

地区	区分	燃やすごみ	カン	ビン	粗大ごみ	ペットボトル	発泡トレー等	その他
北水無	北水無区	火・金曜日	3月31日	3月24日	4月7日	3月17日	3月15日 3月29日	水曜日
玉石高	玉石高区	月・木曜日	4月1日	3月25日	4月7日	3月18日	3月22日 4月5日	水曜日
上井手	上井手区	火・金曜日	4月7日	3月24日	3月31日	3月17日	3月23日	水曜日
多賀全	多賀全区	火・金曜日	4月7日	3月24日	3月31日	3月17日	3月16日 3月30日	水曜日

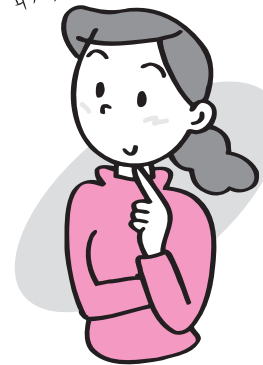
※ごみ収集に関するお問い合わせは、役場産業環境課(TEL82-6168)まで

し尿収集日程

収集日	し尿収集区域番号	収集区域
3月25日	⑨	西北河原、東北河原、南口、西北ノ代、東北ノ代、北口、西北組、東松ヶ花、茶臼塚、新造、東北組、甚五郎谷
3月28日	⑩	阿弥陀寺、西南組、東南組、前川、立石、小払、岩倉、馬場崎、墓ノ平
3月29日	⑪	内垣内、奥西、帽子田、下川、判ノ地、石名田、高橋、谷村、宮ノ後、天王山、蛇谷、栗岡、北赤坂、穴虫、南久保、浜、上ノ浜
3月30日	⑫	安堵山、起、佃、平山、新四郎山、中島、西垣内、中垣内、東垣内
3月31日	⑬	里、玉ノ井、西高月、東高月、清水、栢ノ木、中溝、西山、尾ノ山、山縁、田村新田
4月1日	⑭	川久保、北玉水、辻垣内、野畑、山田、柏原、南玉水、久保、渋川、段ノ下、扇畑、浜田、橋ノ本
3月11日 4月4日	⑮	梅ノ木原、野神、北猪ノ阪、南猪ノ阪、宮ノ本、西前田、北開、北溝、南溝、下赤田、上赤田、鳥休、柴木田

※し尿に関するお問い合わせは、城南衛生管理組合(TEL075-631-5171)まで

ウチの
収集日は...



ごみの分け方・出し方 (カン)

◆出せるカン

ジュース、ビール、缶詰などの空缶

◆出し方

必ず中身を出す。簡単な水洗いをする。中身の見える袋で出してください。

◆出せないカン

一斗缶、フライパン、やかん、スプレー缶など。なお、使用済み乾電池は、カンと混ぜないで中身の見える別の袋でカンの日に出してください。

*充電電池、ボタン電池は購入店などに返却してください。

へ出産

(1月20日から2月19日までの届出分・敬称略)

住所	赤ちゃん	届出人
多賀	山 森 唯 花	篤
井手	隈 本 颯 介	晋 平
井手	丸 山 琉 輝 斗	卓 也
井手	大 西 蒼 空	健 太 朗
多賀	東 連 風	和 洋

へ婚姻

(1月20日から2月19日までの届出分・敬称略)

住所	夫	妻
井手	横田 優一郎	岡井 麻希

お詫びと訂正

役場だより3月号に掲載のし尿収集日程に一部誤りがありました。お詫び申し上げますとともに、次のとおり訂正させていただきます。

正

日	曜	収集区域番号	収集区域
28	月	⑩	阿弥陀寺、西南組、東南組、前川、立石、小仏、岩倉、馬場崎、墓ノ平

誤

日	曜	収集区域番号	収集区域
28	月	⑩	内垣内、奥西、帽子田、下川、判ノ地、石名田、高橋、谷村、宮ノ後、天王山、蛇谷、栗岡、北赤坂、穴虫、南久保、浜、上ノ浜

公共施設電話番号一覧

名 称	電話番号
総 務 課	0774-82-6161
企画財政課	0774-82-6162
税 務 課	0774-82-6163
住民福祉課	0774-82-6164
高齢福祉課	0774-82-6165
保健医療課	0774-82-6166
建 設 課	0774-82-6167
産業環境課	0774-82-6168
上下水道課	0774-82-6169
会計課	0774-82-6171
議会事務局	0774-82-6172
教育委員会(学校教育課)	0774-82-4333
山吹ふれあいセンター(図書館・社会教育課)	0774-82-5700
いづみ人権交流センター	0774-82-3380
いづみ児童館	0774-82-4112
保健センター	0774-82-3385
地域包括支援センター	0774-82-3690
泉ヶ丘中学校	0774-82-2070
井手小学校	0774-82-2119
多賀小学校	0774-82-2112
玉川保育園	0774-82-2153
多賀保育園	0774-82-2225
いづみ保育園	0774-82-4160
子育て支援センター	0774-82-2232
環境衛生センター	0774-82-4651
学校給食センター	0774-82-3617
井手町まちづくりセンター椿坂	0774-82-3838
町立デイサービスセンター	0774-99-4318
老人福祉センター「玉泉苑」	0774-82-3499
老人福祉センター「賀泉苑」	0774-82-5059
京田辺市消防署 井手分署	0774-82-3000
井手町役場 代 表 番 号	0774-82-2001

まちのカレンダー

(3月11日～4月10日)

住 民 カ レ ン ダ ー		
月日	曜	行 事
3/11	金	大正琴教室(午前10時～正午、いづみ人権交流センター) 3歳児健診(午後1時～1時半、保健センター) 太極拳教室(午後1時半～3時、いづみ人権交流センター)
12	土	I D E ゆうゆうスポーツクラブ(午前9時半～、町内) 親子で楽しむ紙しばい(午後1時半～、山吹ふれあいセンター図書館) 和太鼓教室(午後1時半～3時半、いづみ人権交流センター)
13	日	第25回井手町解放文化祭(午前10時～午後3時半、いづみ人権交流センター・いづみ児童館)
14	月	
15	火	手芸教室(午後1時半～3時半、いづみ人権交流センター)
16	水	生き生きふれあいサロン【絵手紙を描きましょう】 (午後1時半～、玉泉苑) ゆっくり学べるパソコン教室(午後2時～5時、いづみ人権交流センター)
17	木	認知症介護相談会(午前10時～午後3時、保健センター) 手芸教室(午前10時～正午、午後1時～3時、いづみ人権交流センター)
18	金	ゆっくり学べるパソコン教室(午後2時～5時、いづみ人権交流センター) 天文台公開(午後7時半～9時、山吹ふれあいセンター)
19	土	親子の絵本の会(午後2時～、山吹ふれあいセンター) 和太鼓教室【サークル】(午後1時半～3時半、いづみ人権交流センター)
20	日	小町まつり(午前10時～、まちづくりセンター椿坂) 世界記録に挑戦! 流しそうめん大会(午後1時～、玉川堤一帯)
21	月	玉川の名水を守る会山吹植栽(午前9時～正午、玉川堤)
22	火	サンガ健康アカデミー(午前10時～正午、府立山城勤労者福祉会館体育館) こころの相談室(午前10時～午後2時、いづみ人権交流センター) 手芸教室(午後1時半～3時半、いづみ人権交流センター) 障害者相談(午後1時半～4時、役場西別館1階相談室)
23	水	ペン習字教室(午後1時半～3時、いづみ人権交流センター) 和太鼓交流教室(午後7時～9時、自然休養村管理センターホール)
24	木	健康教室(午前10時～11時半、いづみ人権交流センター) 手芸教室(午後1時半～3時半、いづみ人権交流センター)
25	金	大正琴教室(午前10時～11時半、いづみ人権交流センター) 人権学習(午前11時半～正午、午後3時～3時半、いづみ人権交流センター) 太極拳教室(午後1時半～3時、いづみ人権交流センター)
26	土	和太鼓教室(午後1時半～3時半、いづみ人権交流センター)
27	日	第15回ふれあい福祉まつり(午前10時～午後3時、玉泉苑・石垣公園)
28	月	無料法律相談(午後2時～4時、玉泉苑) 心配ごと相談・人権相談・行政相談(午後1時～4時、賀泉苑)
29	火	
30	水	
31	木	
4/1	金	無火災デー防火パレード わくわく広場(午前10時～正午、玉泉苑)
2	土	和太鼓教室【サークル】(午後1時半～3時半、いづみ人権交流センター)
3	日	
4	月	心配ごと相談・人権相談・行政相談(午後1時～4時、玉泉苑) 乳児健診・B C G (午後1時～1時半/BCGのみの方は2時40分～受付、保健センター)
5	火	
6	水	
7	木	山吹体操クラブ・健康相談(午後1時半～3時、玉泉苑) 体育協会総会(午後7時半～、山吹ふれあいセンター集会室)
8	金	
9	土	親子で楽しむ紙しばい(午後1時半～、山吹ふれあいセンター図書館) 和太鼓教室(午後1時半～3時半、いづみ人権交流センター)
10	日	京都府議会議員一般選挙投票日(午前7時～午後8時、各投票所)



発行：京都府綴喜郡井手町役場

編集：企画財政課

井手町ホームページ

<http://www.town.ide.kyoto.jp/>

E-mail : info@town.ide.kyoto.jp

